

■募集要項に関する質問への回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	7	第2	7	(4)			事業者の収入等	指定管理料は、10年間の均等割りでなくてよろしいでしょうか。	サービス購入料は、実施契約書(案)別紙5に記載されているとおり、原則として、毎回定額で支払われます。ただし、初回の支払い分には、供用開始準備期間のサービス購入料が含まれるため、令和8年度第1四半期分のサービス購入料については、定額ではないことをあらかじめ了承するものとします。
2	8	第2	7	(8)	①		運営権設定対処施設	運営権者の更新投資等を行う予定であったものが、町により更新投資に変わる可能性もあるという理解でよろしいでしょうか。また、その際には、サービス購入料に影響はありますでしょうか。	町が実施する更新投資と、運営権者が予定している更新投資の内容が一致する場合には、町がその更新投資を行います。なお、更新投資の費用はサービス購入料の内訳には含まれていません。そのため、町が更新投資を実施した場合でも、サービス購入料が減額されることはありません。
3	12	第3	3				事業者を選定しない場合	「町の財政負担縮減の達成が見込めない」場合とはどういう場合が想定されますか？ 「特定事業の選定」P6第2.定量的評価(2)算出方法及び評価結果に記載されているPFI時の財政支出額(925,708千円)は、VFM2.34%の軽減効果が見込めるサービス購入料支払上限金額(915,679千円)の時に達成出来る数字という理解でよろしいでしょうか？	前段について、1者以上の応募があった上で、いずれの応募者のサービス購入料提案額も支払上限金額を超えていた場合を想定しています。サービス購入料の提案額が支払上限金額以下である限りにおいて、提案額を理由に事業者を選定しないという判断を行うことは想定しておりません。 後段について、特定事業の選定結果を参考に支払上限金額を設定していますが、完全に連動した数字ではありません。
4	19	第5	4				提案内容に関するヒアリング等の実施	ヒアリング等の実施とありますが、選定委員会のヒアリングのみでプレゼンの実施はないのでしょうか。	プレゼンテーションの実施も想定しております。ただし、応募者数次第では、プレゼンテーションを実施しない場合もございます。
5	25	第7	4				運営権の設定、解除	事業者は自らの費用負担により、運営権の登録に必要な手続きを行うものとし、とありますが、どこに対しての登録を行うのでしょうか。また、費用はどれくらい要するのでしょうか。	前段につきまして、公共施設等運営権は、内閣府に登録されます。後段につきまして、具体の金額については場合により異なるため示すことができませんが、必要な費用は登録免許税や税理士等専門家への相談料を想定しています。

■募集要項に関する質問への回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
6	26	第7	6				契約保証金の納付等	本事業は貴町財務規則第174条(8)に記載されている「業務委託契約」には該当しないという認識でしょうか？	実施契約は業務委託契約に該当しないという認識です。このため、実施契約は松前町財務規則第174条(8)号に該当しません。